



平成 25 年 8 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社アイロムホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 森 豊隆
(コード番号 2372 東証第一部)
問 合 せ 先
役 職 専務執行役員 社長室長
氏 名 小島 修一
電 話 03-3264-3148

子会社に対する訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社アイロム（以下「アイロム」という。）に対して、平成 23 年 11 月 10 日付で提起された訴訟（平成 23 年 12 月 6 日付「子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示）について、下記の通り判決が言い渡されましたのでお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起を受けた子会社の概要

(1) 名称	株式会社アイロム
(2) 所在地	東京都千代田区富士見二丁目 14 番 37 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 森 豊隆
(4) 事業内容	SMO 事業
(5) 資本金	50 百万円

2. 判決のあった裁判所及び年月日

岡山地方裁判所倉敷支部 平成 25 年 8 月 29 日

3. 訴訟の原因及び判決に至った経緯

平成 23 年 12 月 6 日付「子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示致しました通り、株式会社コスモエーワン（原告）が、平成 20 年に頓挫した開発プロジェクトにおける建設予定建物について、アイロム（被告）との間で賃貸借契約の締結に至らなかった点で、債務不履行責任（信義則上の義務違反）又は不法行為責任を負うなどと主張し、被告に対しその損害賠償を求めて訴訟を提起したものであります。

アイロム（被告）は、原告の請求は成り立たないとの考えのもと、訴訟においてその主張の正当性を全面的に主張して参りました。

4. 訴訟を提起した者の概要

(1) 名称	株式会社コスモエーワン
(2) 所在地	岡山県倉敷市昭和二丁目 1 番 3 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 目黒 義則

5. 判決の内容

判決の内容は以下の通りであります。

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

6. 今後の見通し

本判決はアイロムの主張が全面的に認められた、妥当なものであると考えております。

また、「5. 判決の内容」の通り、アイロムが全面的に勝訴したことにより、業績に与える影響はございません。

以 上